

## F-15戦闘機の部品落下事故に対する意見書

平成30年2月27日、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が飛行訓練中に長さ約38センチ、幅約15センチ、重さ約1.4キロのアンテナを落下させる事故が発生した。現時点でも紛失したアンテナは発見されておらず、米軍は「当日、同基地を離陸し戻ってきた際の機体点検によってアンテナの紛失が発覚した。海上に落下した可能性が高く、人的被害や財産に危険が及ぶことはなかった」と発表した。日頃から住民居住地上空での飛行や急旋回訓練を行っている戦闘機から機体の一部が落下する事故が起こること自体、看過できない問題である。

県内における米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、住民居住地に落下すれば大惨事に繋がりがねないことから、町民は強い危機感を抱いている。米軍の整備点検及び安全管理体制の欠如に対し激しい怒りを持って抗議する。

さらに今回の事故については、平成9年に日米合意された在日米軍に係る事件・事故発生時の通報手順が守られず、本町に連絡が入ったのは事故発生から8日後の3月7日だったことに不信感は高まっている。今後は通報手順を遵守し、迅速かつ正確な情報提供を強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

- 1 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 2 すべての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 3 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。
- 4 日米合意された「事件・事故発生時の通報手順」を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月27日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長  
沖縄県知事

## F-15 戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議

平成30年2月27日、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が飛行訓練中に長さ約38センチ、幅約15センチ、重さ約1.4キロのアンテナを落下させる事故が発生した。現時点でも紛失したアンテナは発見されておらず、米軍は「当日、同基地を離陸し戻ってきた際の機体点検によってアンテナの紛失が発覚した。海上に落下した可能性が高く、人的被害や財産に危険が及ぶことはなかった」と発表した。日頃から住民居住地上空での飛行や急旋回訓練を行っている戦闘機から機体の一部が落下する事故が起こること自体、看過できない問題である。

県内における米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、住民居住地に落下すれば大惨事に繋がりがねないことから、町民は強い危機感を抱いている。米軍の整備点検及び安全管理体制の欠如に対し激しい怒りを持って抗議する。

さらに今回の事故については、平成9年に日米合意された在日米軍に係る事件・事故発生時の通報手順が守られず、本町に連絡が入ったのは事故発生から8日後の3月7日だったことに不信感は高まっている。今後は通報手順を遵守し、迅速かつ正確な情報提供を強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

- 1 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 2 すべての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 3 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。
- 4 日米合意された「事件・事故発生時の通報手順」を遵守すること。

以上、決議する。

平成30年3月27日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事  
嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長